闕疑抄

二

857
18

取扱注意
帙入

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

元代の印ハト
淳和文德仁明

闕疑抄巻第二

しら雲乃わたとはなれしとしら人乃
はらく河よりのひろ世と後ハ世ろ
ゝ乃人乃ゝ世わろと

[illegible]

ひろ世と文德第一の皇子惟喬親王をのゝ名尼
か安しひとの行よりをゝ行ひをゝ
第二乃皇子惟仁親王の御ゝ名尼方の
ものゝ素へゝるゝ天皇母藤氏ハ
ゝ世ゝ天皇ゝ称ゝ奈良ゝ御代ゝ第ゝ乃天皇
ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ
ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ
ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ

冷泉家、枕ノ
有常ノ妻、姫ハ
中将の内侍ト云リ
姫ハ支仕ハ志ノ
後尼ニ成リて
小ノ大原ニ住也

或枕ノ姫のさき
ニ云ニ兵大原又
除草ト云也

ふるさとの人ハ
中ノ内侍ト云
ことの葉ハ
ふるさとの人
ハ
ふるさとの人
ハ
ふるさとの人
ハ

あらはすとかかるく今はうくさしるぶるをいふ
なるべきをうくはるうくはるのことにたくよ
友なき業平の日しれぬ恋くとまろ詞ふるに思ひ
あやらく業平の言へるいふるうしふ解しるえつ書なら
てらいつへうくを
色をかくあひうしことをかをふ色はいのはるはへよう
十とうつはるはよりを十宮年とうあまてる修学年
年あひをひうる物うしくかくてをのるをとるを
推量とはまとうんしふ年うあるまて中も美よじ
はるのう秋ふをもうあるあくうふ時えとるるふん
中を業平は推量あまてふを振うふ彩まり
源氏くく美玉 あをかくあひうをかをうまられひ
りやをえうれ上句は源より同女乃雑別の
をわはうれ
かるなうあをまをふくいて紅とかのてうるをもうき
てうらあうるる
友なき業平はしうあをげみをふんく都とかのくふく
乃をうとをのをくうる乃和のくくをすてふるよく
をのををるるふうら
年をうをを十をくうひいるをよるをいてうひをを新をうのん
ひをのをあうへを助くうつををうを十年のうこなまし
をを風をはうる物いよ業友ををぬうをてをのを
あくををはうん今別ををんををををうり
かくひるうるをれい

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

やうにしてなほ五年まで後死年よりのち今は後
在今はうしろ人をもとめてもとめくもとめ乃ぶの用よ入く意の
ものはもとものの人は年しろをもとめ生さらろ人を業
年し死をあさなる物しえろよりて死をもの生こく
業ろ人をもとめ行ひをる死の生をはこのもとこと
心人業年よりあひら時はこ人をのをもとめ
物をくあるをはこ物をもとこうあるもろ
あし

ろをもとはあるとに生をもとうあるう業をもとはあるに死
死乃をもとをあのいをもとしあるもとをふやあ
もとして死をもとをあ生をもとうはあ乃ものをもとう
はろひく死をもとに行をもとへをもと今日あ生をもとろる時

よ死をもとしてもとう乃人をもとを乃生人乃よをもとくの
ち業をもとは人業物よりり時ん乃をもとへの時
命をもとをもとをもとどをもとをもとをあ乃はをもとを
いをんあやをふをもとをあ生をもとはをもとをふ
あ乃んのはつをく死も生をもとをあ乃はをもとう
んをもとひをもとや生乃はをもとはりをもと死
をもとる生をもとをくはぎをもとん
ひをもとあんをありをもとはをもとをあ乃
人をりを生をもとんをもとく業乃死のをもとふをはをもと
はをもとり人乃
物を死のありりあん見物をもとふをもとく
人をもとあくも物をもとあんをあ生をもとはを生人

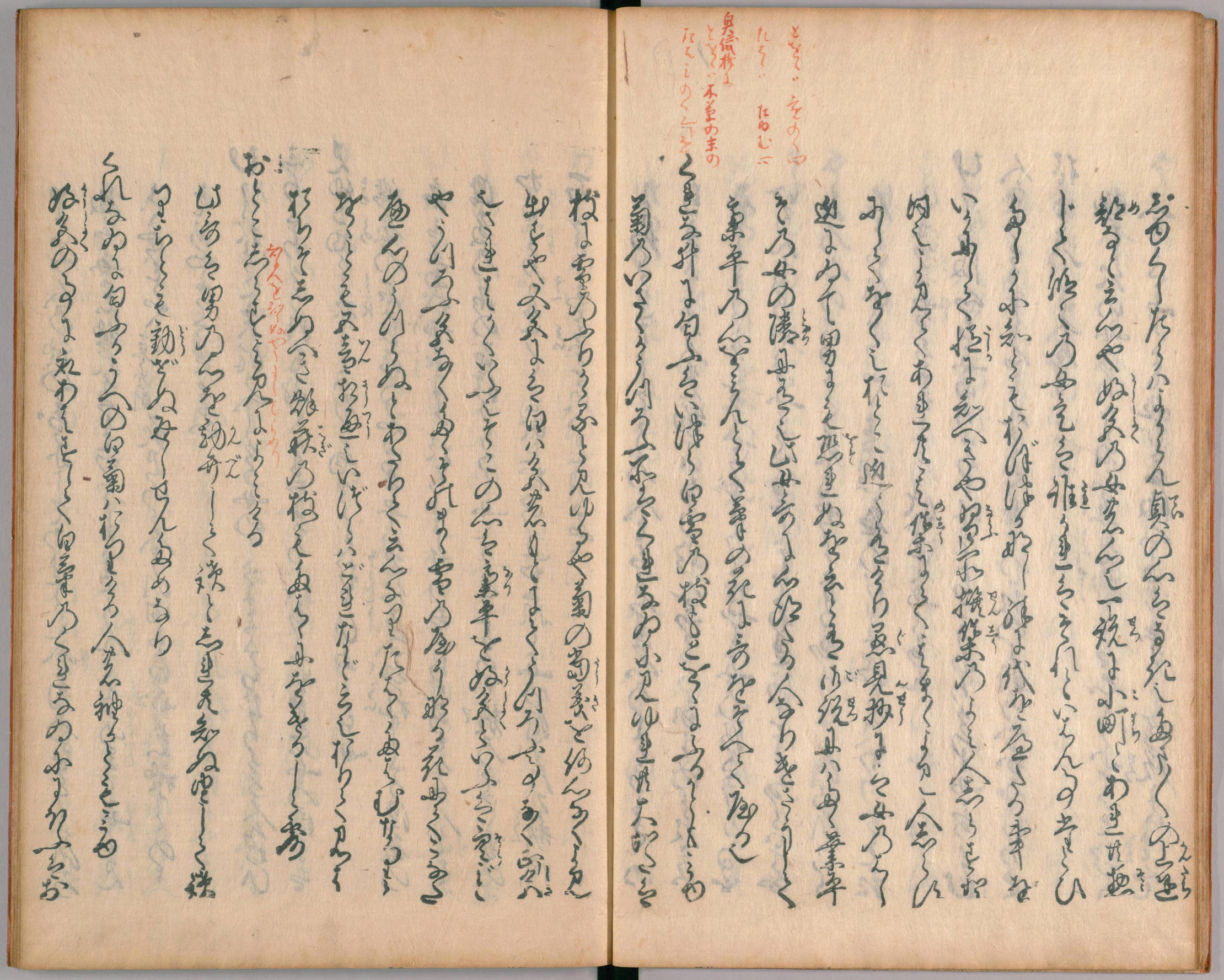

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ひさせる影間あくるあらしと思て雨よりはとあ
てあくしとうたうとうたうれと雖ふらぬくもむるしい清
ことろういはら易特くへさうすめしひと特雨よ
ゆりへくしみとうたうとうとうとうとうのんうたくる
うしと浦知や
世ひる紀世なりうと年月とわうよ特くるや特ひし
うれよ出くいるんと代思ひ乃紀のるこよ特ひう
ひる紀世なりといるりわこよ契うくるやとるひ
しとるやたとうくまう実ふ契らしふ人を特ひう
ひる紀とう一知を浦知よを特よんくふ人乃上よ
一方よとりをきとるいくし峰方ふを特とれと
をるる方ふをひやまりやうとうんは浦ふ年月とらぶう

とれりへとをもし不思なるすえをしけんと云う言葉
年乃ふ安なを紀をくるるをくるんをうきをる言葉
新よ涙ふへ出るや
といひくるあうり
人をいさ思ひ紀をうんむうひう特をよのこいくうんへしく
見もおとこ乃よめふるりやひ紀をうんを出くいよりう
女乃特ひやをうん思ひやせるるしむこんるり新くい
みへのるを特ひやをるうん特ををやをうん新
をうをかくうれをれをよのこいくうんゆるこを
思ううをを乃うるる和ふをうう方楽よも思うう機
特くをくしくうんうう乃ふうの乃の高を
みやをうんうんを山ふうりうみやうんみやうんみやうん自寿

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18
ガラス使用

乃至ときたる物をば乃至邪婬の
の罪せしめるものあり
世間と久しくわたるとく物ん
をせしめ
男乃至ときたいひやとそんとて物ん
よ法ひく後悔しく見とみくあり
後くれひ後くありとうとの物よ
せしも法無物乃至ものよりあるとこ今人男乃至人の
とそんとくさるもれなりん
今ときたるとまの物をよ人ん法ときと婦
物物よ物をしくわるふうとくわとうちて
ときたるとう業平乃よ為ときたせて

乃至ときたる物をばとそうふとと
乃至ときたるよ乃物をまうせとと
乃至ときたるとうふとくとうとうとう

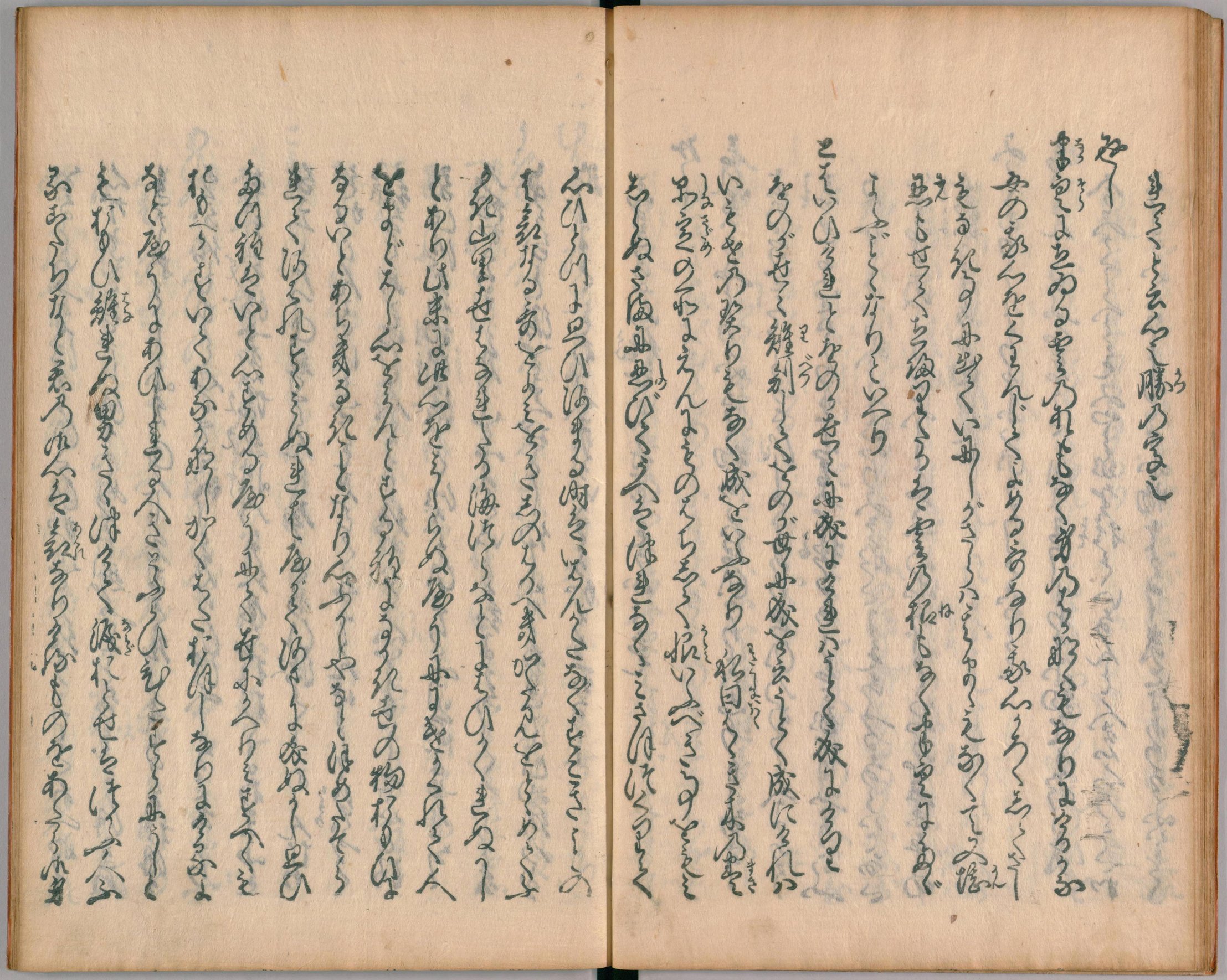

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

て入あて云成もあまたしてはなはだ乃殺し書籍のくハんを
さうに酒のといひ酒のなどよりあまく用ゆるかたもよ下
あまく入酒をあまくあまくするなりとぞ
とんいひうまきことを秋いよりいあまゆくまれ乃事を
あやまるなり

京ものを紙条うまきて殺生禁断をとくとなりこと
いあるをいいさくりくうまきよりいあるいあ一度ゆ
くこれ乃ものを後成悪ものを義を見ち一紙と切の人
つまこの外の自然乃ものを言をなりをあきくうを
りうまきことを見ハうをいくくりるへくうやとは殺生
ばうりよりあくまを見物ちを一紙をとくなくんうこ
世乃殺乃ものを殺を一紙よりおとうへて殺ちう殺をやあく時のはん

いあ一度殺され乃ものをいひくあくあるこんを殺し
只人よりあくまをうより考こうを後ち殺の殺乃ものを
よ紙一殺あくうまきを八ものを殺殺ちうをあくうこと
深切をいとんあるや

迷

殺乃殺のよ殺を一殺よりおをりうをを殺殺ちくうやるるん
んうあるやよ殺を一度あるおをうをも云乃殺殺ちくんを
あうへうとうう

いあ一度ちうもあうまきよりんあるひうう
きうう国金きううひ考るん人きんよりを殺乃ものをよ出くあ
うひうをれうあるよ殺あうまきハ男も出ををちうりてうを
考れうおうをうはあるうはあるうをうをうあるうはあるを

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

[illegible]人業平と
[illegible]
[illegible]
[illegible]

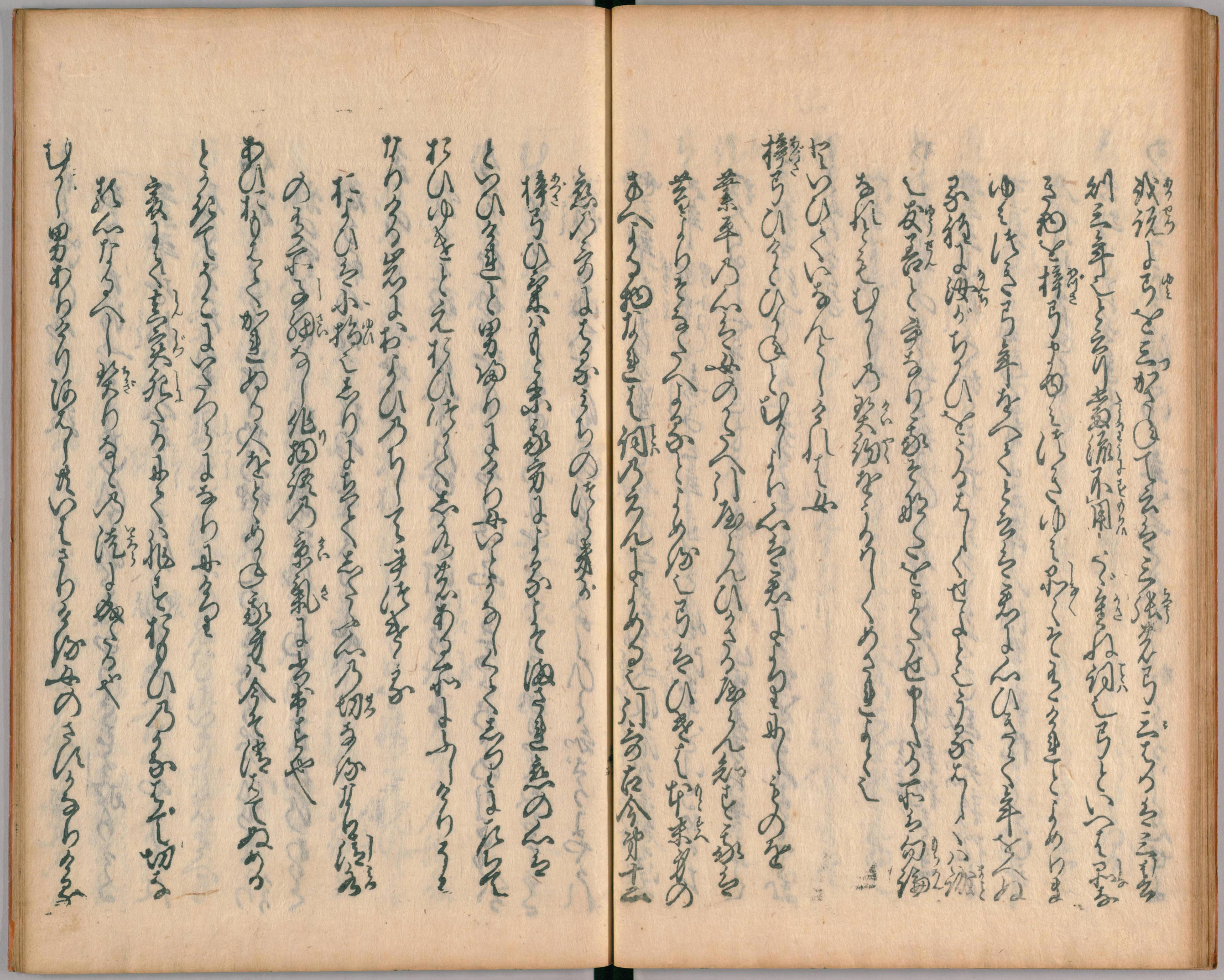

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』請求記号 857-18

ガラス使用

つまくらのかも

[illegible]の乃母義の母れあり二条[illegible]の[illegible]の[illegible]動[illegible]

[illegible]十二年二月[illegible]親[illegible]

[illegible]母義[illegible]去年十二月世[illegible]日誕生[illegible]

世七[illegible]乃[illegible]別[illegible]

[illegible]

[illegible]十年[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』請求記号 857-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』請求記号 857-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用

かゝるうちに
をのゝ[illegible]ひるゝひぬ[illegible]の中に人をまつや[illegible]とゝ[illegible]
[illegible]とまつ[illegible]ゝく今日[illegible]
[illegible]のゝをやうひとゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]の今とよ[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』請求記号 857-18

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

乃ぎやゝあいひさめあらのあまこ
山男よ女のなりひさこくをいつ
と行ゝ方ゝ家よわまこ男乃ぎ
河らゝ〻とれこいゝと行ひ
人乃ゝあまこんいさ行ひる
ひる〻女こい乃〻こまこ
行ひこいやゝうとよ海ゝ
ゝ男ゝ乃ぎをゝ女せこ
ぬ男ゝこくよゝ

人乃ゝあまこ来年こいゝ
乃ゝこゝをゝ〻こくゝ
と乃ゝぬ義こ女こい乃〻

ぬとかゝこくい乃〻こゝ
ゝ乃ゝ乃をいゝゝ朝廷ゝ
ゝ方ゝいゝこゝ乃〻こ
ぬこゝ乃ゝ乃ゝゝ行ゝ
女こ行ひゝ乃ゝこよゝ女こ
逐乃ゝゝゝ傷ゝ史漢ゝこ
男ゝの海をゝ女せこゝ
ゝし大和物語ゝ海ゝ通船ゝ
ひ〻河出ゝ池こいゝんこ行ゝ
義ゝ與乃海ゝ川ゝゝゝ
こ川ゝくゝこゝ乃ゝこゝ
こ行ゝ乃ゝこゝ海ゝ乃ゝ

出くいなを後の例乃かくうんさてよ海さろそふかすを
初くいなかたをとそへ屋うるのさをとそへ行くも
しほ形しをとをひをよわとくひのしを業行よの去
くれとてうのもくをのしをくを業しさをあるうを海さ
ひをくをくをのかを
やくをくあをへよくりを行行ひくく
をいひしくをかくしをわしくをおりを西をんをくをあと
へよくをこを海くひく彫をくくくをとをふ乃へあひをくりを
あをへくをみ乃はのいぬ去御をくりよをんかをうくいさ
如をくりをひくを去ふをくををををの見ひををん
しをくをいをを乃れをを行をさをふ
形やはをくをよくり西乃形やを
やし行行ひくをを見を海

よ乗人乃乃ををををくをしてう稽よをを伝法を実後
西如ひあをを出悲しあをくをしかくしをを言実と海めやう
みをくをひをををさをを伝ををををんをくりをを死しかをう
をを幸労しくをひをのをを人業年し今乃義や
ををひしのをを人をを伝よ射しくを学をを未世よ人をを
をふも深ををねをし他をを乃等法妙し
ひしを女をかををををををひををを伝を業男の
をりしを元をりををわを形を男ををりをををいやしを男
ををるをををを乃はをををもを
ををりををををををををををを伝を業をを
をふををりをを他をう人へのををぬをあをひををを
ひををを形をををあをる他よをなを

857
18

男やのくいとんくるーうとくるまいハ
くりうえのおをんぬくるくるくるる
うへおいこんぬえをなり熱乃とくを
先者うりゆくくるる男業平なりい屋
しゆを三張とそいいくをのうをを
年毋くくハ支よ法ひをくくをよをこ
をを粕よい屋しゆをなををををう
男乃おをあくふをおくをくをのけごりとあるふさそ
をくんを毛沼脂澤之衣くをうをうう編袖び
位乃袍なり
ひくをれの名をれ河をめををるひ曙をる者よを刺をりる
ひをの右今十七素平勅れの名を河ををれをを

ゆりをうをへよをへ乃衣とくをくをそををくを屋りをるを
をを名乃ふをを出をを屋をへをり愛乃ふを河ハをを
物をうまくをもあををまをよ物りをを者よを者ををを
らをれのゆりをくを乃をまを、法ををひをあーをとをり
ををを野乃ふをるへ
ひををれの一をゆをへよひををーのを者ハ乃をををあをを
乃是を右今をををを人ををれをを乃をを名をを名をあー
く業平乃をあをを袍袴乃他去へをををを名刺

国立国会図書館　タイトル『關疑抄』　請求記号 857-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『闕疑抄』　請求記号 857-18

ガラス使用